

県名	高知県	岡山県	鳥取県
名称	森林環境税	おかやま森づくり県民税	森林環境保全税
施行時期	平成15年4月1日施行 (平成15年2月議会 条例可決)	平成16年4月1日 施行 (平成15年11月議会 条例可決)	平成17年4月1日 (平成16年2月議会 条例可決)
目的	水源のかん養をはじめ山地災害の防止、気候の緩和、生態系の多様性の確保等県民のだれもが享受している森林の公益的機能の低下を予防し、県民の理解と協力のもと、森林環境の保全に取り組む。	県土の保全、水源のかん養等すべての県民が享受している森林の有する公益的機能の重要性にかんがみ、県民の理解と協力の下に、森林の保全に関する施策の一層の推進を図る必要があることから、当該施策に要する経費の財源を確保する。	すべての県民が享受している水源かん養、県土の保全等の森林の持つ公益的な機能を持続的に発揮させる必要があることにかんがみ、県民の理解と協力の下に、森林環境の保全及び森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成に資する施策に要する費用に充てる。
納税義務者	(個人) 県内に住所等を有する者 (法人) 県内に事務所等を有する法人等 県民税均等割の納税義務者	(個人) 県内に住所等を有する者 (法人) 県内に事務所等を有する法人等 県民税均等割の納税義務者	(個人) 県内に住所等を有する者 (法人) 県内に事務所等を有する法人等 県民税均等割の納税義務者
税率	個人：年額500円 法人：年額500円	個人：年額500円 法人：現行の均等割額の5%相当額	個人：年額300円 法人：現行の均等割額の3%相当額
徴収規模 (平年度)	年間約140百万円	年間約520百万円	年間約100百万円
税収の用途	<ul style="list-style-type: none"> 県民参加の森づくり推進事業 森づくりへの理解と参加を促す広報事業 森とのふれあい促進事業 こうち山の日推進事業 森林環境緊急整備事業 森林環境緊急保全事業 森林保全ボランティア活動推進事業 	森林の持つ公益的機能をもつ森づくり <ul style="list-style-type: none"> 健全な人工林の整備 多様な森づくり、森林の公的整備等 林業の担い手の育成確保と木材利用の促進 林業労働者の就労条件の整備及び若い担い手の育成 木材の利用促進等 森林・林業情報の提供、森づくり活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> 県民への情報提供等 森づくりのための人材育成 県民参加による森づくり等 	とっとり環境の森整備事業(ハード) <ul style="list-style-type: none"> 強度な間伐の実施 荒廃地の条件整備 とっとり県民参加の森づくり事業(ソフト) <ul style="list-style-type: none"> 森づくりへの参加を促す森林体験
その他	<ul style="list-style-type: none"> 税収の用途を明確にするため「森林環境保全基金」を創設し、他の財源と区別して管理 基金の運営のチェック機関として、県民及び学識経験者からなる「森林環境保全基金運営委員会」を設置 施行5年後、見直し・検討を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 税収の用途を明確にするため、既存の「おかやま森づくり県民基金」を活用 基金においては、従来からの募金による事業と税による事業を区別して管理 施行5年後、見直し・検討を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 税収の用途を明確にするため「森林環境保全基金」を創設し、他の財源と区別して管理 事業に対して、県民で組織する「鳥取県森林環境保全税関連事業評価委員会」により、審査・採択、検証を行う。 施行3年後、見直し・検討を行う

県名	鹿児島県	島根県	愛媛県
名称	森林環境税	水と緑の森づくり税	森林環境税
施行時期	平成17年4月1日施行 (平成16年6月議会 条例可決)	平成17年4月1日施行 (平成16年12月議会 条例可決)	平成17年4月1日施行 (平成16年12月議会 条例可決)
目的	県土の保全、水源のかん養等すべての県民が享受している森林の有する多面的かつ公益的な機能の重要性にかんがみ、県民の理解と協力の下に、森林環境の保全及び森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成に関する施策に要する経費の財源を確保する。	水資源のかん養、県土保全等すべての県民が等しく享受している安全で安心な生活に不可欠な公益的機能を有する森林が県民共有の財産であるとの認識に立ち、荒廃森林を再生させ水を育む緑豊かな森を次世代に引き継いでいく責務を果たすことを目的として、県民及び県が協働して水と緑の森づくりに関する施策の要する費用に充てる。	水源のかん養、県土の保全、地球温暖化の防止、生物多様性の確保その他の森林の有する公益的機能の重要性にかんがみ、森林環境の保全及び森林と共生する文化の創造に関する施策に要する経費の財源を確保する。
納税義務者	(個人) 県内に住所等を有する者 (法人) 県内に事務所等を有する法人等 県民税均等割の納税義務者	(個人) 県内に住所等を有する者 (法人) 県内に事務所等を有する法人等 県民税均等割の納税義務者	(個人) 県内に住所等を有する者 (法人) 県内に事務所等を有する法人等 県民税均等割の納税義務者
税率	個人：年額500円 法人：現行の均等割額の5%相当額	個人：年額500円 法人：現行の均等割額の5%相当額	個人：年額500円 法人：現行の均等割額の5%相当額
徴収規模 (平年度)	年間約380百万円	年間約195百万円	年間約356百万円
税収の用途	森林について理解を深めるための普及・啓発 ・各種媒体の活用、シンポジウムの開催等による普及啓発 ・学校における森林・林業教育の支援 ・学校に親しみ、ふれあう場の確保等 公益的機能の維持・増進のための森林整備 ・水源かん養の森づくり ・地球温暖化防止の森づくり等	県民参加の森づくり ・森づくりボランティア ・森林作業教室等 緑豊かな森の再生 ・荒廃森林の不要木伐採 ・広葉樹の植栽等 森の恵みの身近な活用 ・みんなの空間で木材を使う ・森のバイオマスを活かす等	森とくらす活動事業 ・県民と森との交流促進 ・県民参加の森設置・提供事業等 森をつくる活動事業 ・源流の森整備保全事業 ・集落防災緊急森林整備事業等 木を使う事業 ・公共的施設の木質化の推進 ・幼少年教育施設への木製遊具の設置等
その他	・施行5年後、見直し・検討を行う	・税収の用途を明確にするため「水と緑の森づくり基金」を創設し、他の財源と区別して管理 ・県民や学識経験者で組織する「水と緑の森づくり会議」により、事業の公募や事後のチェックを行う ・施行5年後、見直し・検討を行う	・税収の用途を明確にするため「森林環境保全基金」を創設し、他の財源と区別して管理 ・「森林環境保全基金運営委員会」で事業を調査・審議 ・施行5年後、見直し・検討を行う

県名	山 口 県	熊 本 県	福 島 県
名 称	やまぐち森林づくり県民税	水とみどりの森づくり税	森林環境税
施行時期	平成17年 4月1日施行 (平成17年 2月議会 条例可決)	平成17年 4月1日 施行 (平成17年 2月議会 条例可決)	平成18年 4月1日施行 (平成17年 2月議会 条例可決)
目 的	すべての県民がその恵沢を享受している災害の防止、水源のかん養、生活環境の保全その他の森林の有する多面にわたる機能が持続的に発揮されることが重要であることにかんがみ、森林の整備に関する費用に充てる。	水源のかん養、山地災害の防止等の公益的機能を有する森林からすべての県民が恩恵を受けているとの認識に立ち、森林をすべての県民の財産として守り育て、次の世代に引き継いでいくことを目的として、森林の有する公益的機能の維持増進を図る施策に要する費用に充てる。	水源のかん養、県土の保全等県民福祉の向上に資する森林の有する公益的機能の重要性にかんがみ、森林環境の保全及び森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成に関する施策に要する経費の財源を確保する。
納税義務者	(個人) 県内に住所等を有する者 (法人) 県内に事務所等を有する法人等 県民税均等割の納税義務者	(個人) 県内に住所等を有する者 (法人) 県内に事務所等を有する法人等 県民税均等割の納税義務者	(個人) 県内に住所等を有する者 (法人) 県内に事務所等を有する法人等 県民税均等割の納税義務者
税 率	個人：年額500円 法人：現行の均等割額の5%相当額	個人：年額500円 法人：現行の均等割額の5%相当額	個人：年額1,000円 法人：現行の均等割額の10%相当額
徴収規模 (平年度)	年間約380百万円	年間約420百万円	年間約1,000百万円
税収の用途	健全で多様な森林づくりの推進 ・公益森林整備事業 ・竹繁茂防止緊急対策事業 ・やすらぎの森整備事業等 県民との協働による森林づくりの推進 ・県民との協働による百年の森づくり推進事業 適切な森林整備につながる森林資源の利用促進 ・やまぐちの木材活用推進事業	森林の公益的機能の発揮に向けた取組 ・針広混交林化促進事業 ・皆伐放棄地対策事業 ・上下流連携森林整備促進事業等 「森林を県民全体で育てる」ことについての理解に向けた取組 ・水とみどりの森づくりPR事業 ・森林ボランティア活動推進支援事業 ・里山林保全活用推進事業等	森林との共生関係の形成 ・森林環境学習推進事業 ・森林文化復興事業 ・森林ボランティア総合対策事業等 森林環境の適正な保全 ・森林環境適正管理事業 ・農山村活性化支援事業 ・森林産業創出支援事業等 市町村における森林環境保全への取組
そ の 他	・施行5年後、見直し・検討を行う	・税収の用途を明確にし、次年度以降の事業執行を計画的に行うため、「水とみどりの森づくり基金」を創設 ・施行5年後、見直し・検討を行う	・施行5年後、見直し・検討を行う

県名	兵庫県	奈良県	大分県
名称	県民緑税	森林環境税	森林環境税
施行時期	平成18年4月1日施行 (平成17年2月議会 条例可決)	平成18年4月1日施行 (平成17年2月議会 条例可決)	平成18年4月1日施行 (平成17年2月議会 条例可決)
目的	森林の荒廃及び都市地域の緑の喪失が進むなか、緑の保全及び再生を社会全体で支え県民総参加で取り組み、すべての県民の生活に関わる緑の多様な公益的機能を十分に発揮させる。	県土の保全、災害の防止、自然環境の保全、水源のかん養等すべての県民が享受している森林の有する公益的機能の重要性にかんがみ、県民の理解と協力の下に、森林環境の保全及び森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成に関する施策に要する経費の財源を確保し、ひいては林業労働者の雇用の確保等に資する。	現在及び将来の県民が享受する県土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止等の森林の有する多面的かつ公益的な機能の重要性にかんがみ、県民の理解と協力の下に、森林環境を保全し、及び森林をすべての県民で守り育てる意識を醸成するための施策に要する経費の財源を確保する。
納税義務者	(個人) 県内に住所等を有する者 (法人) 県内に事務所等を有する法人等 県民税均等割の納税義務者	(個人) 県内に住所等を有する者 (法人) 県内に事務所等を有する法人等 県民税均等割の納税義務者	(個人) 県内に住所等を有する者 (法人) 県内に事務所等を有する法人等 県民税均等割の納税義務者
税率	個人：年額800円 法人：現行の均等割額の10%相当額	個人：年額500円 法人：現行の均等割額の5%相当額	個人：年額500円 法人：現行の均等割額の5%相当額
徴収規模 (平年度)	年間約2,100百万円	年間約300百万円	年間約290百万円
税収の用途	森林整備 「災害に強い森づくり」 ・緊急防災林整備 ・針葉樹林と広葉樹林の混交林整備 ・里山防災林整備 ・野生動物育成林整備 都市の緑化 「県民まちなみ緑化事業」 ・植樹用苗木の提供 ・緑地整備	自然との共生 ・里山林の整備による生物多様性や地域景観の回復 ・森林環境教育の幅広い指導者養成及び体験学習の推進 森林の多面的な機能発揮 ・放置森林調査及び森林所有者に対する意識啓発 ・公的関与による森林の公益的機能の維持増進 等	県民意識の醸成 ・県民参加の森林づくり運動の推進 等 環境を守り、災害を防ぐ森林づくり ・公益上重要な間伐放置林の強度間伐による混交林への誘導 等 持続的な経営が可能な森林づくり ・県産材の需要拡大のための研究やPR 遊び、学ぶ森林づくり ・子供が遊び、学べる森林の整備 森林環境税を活用した新たな森林(もり)づくり事業について、県民から提案を募集
その他	・税収の用途を明確にするため「県民緑基金」を創設し、他の財源と区別して管理 ・施行5年後、見直し・検討を行う	・施行5年後、見直し・検討を行う	・施行5年後、見直し・検討を行う

県名	滋賀県	神奈川県	岩手県
名称	琵琶湖森林づくり県民税	個人県民税に係る超過課税	いわての森林づくり県民税
施行時期	平成18年4月1日 施行 (平成17年6月議会 条例可決)	平成19年4月1日 施行 (平成17年9月議会 条例可決)	平成18年4月1日 施行 (平成17年12月議会 条例可決)
目的	琵琶湖の水源かん養、県土の保全等すべての県民が享受している森林の有する公益的機能の重要性にかんがみ、県民の理解と協力の下、公益的機能が高度に発揮されるような森林づくりのための施策を推進し、滋賀の森林を健全な姿で未来に引き継いでいくことが必要であることから、当該施策に要する経費の財源を確保する。	良質な水の安定的確保を図るため、河川の県外上流域から下流まで、河川や地下水脈の全流域、さらには水の利用関係で結ばれた都市地域を含めた地域全体(水の共同利用圏域)で、自然が持つ健全な水循環機能の保全・再生を図る。	水源のかん養、県土の保全等の森林の有する公益的機能の維持増進及び持続的な発揮のために実施する森林環境の保全に関する施策に要する費用に充てる。
納税義務者	(個人) 県内に住所等を有する者 (法人) 県内に事務所等を有する法人等 県民税均等割の納税義務者	(個人) 県内に住所等を有する者 県民税均等割及び所得割の納税義務者	(個人) 県内に住所等を有する者 (法人) 県内に事務所等を有する法人等 県民税均等割の納税義務者
税率	個人: 年額800円 法人: 現行の均等割額の11%相当額	個人均等割: 年額300円 個人所得割: 所得金額700万円以下の部分 0.032% (700万円を超える部分には超過課税は適用しない)	個人: 年額1,000円 法人: 現行の均等割額の10%相当額
徴収規模(平年度)	年間約600百万円	年間約3,800百万円	年間約710百万円
税収の用途	環境を重視した森林づくりのための事業 ・放置された人工林を、公益的機能が高度に発揮される針広混交林へ転換する事業 ・水源かん養機能が高度に発揮されるよう、伐採時期が70~80年以上の森林へ誘導する事業等 県民協働による森林づくりのための事業 ・森林の大切さの普及啓発事業 ・森林づくりへの県民の参画を促進する事業等	豊かな水を育む森の保全・再生のために ・水源の森林づくり事業の推進 ・丹沢大山の保全・再生対策 ・溪畔林整備事業等 清らかな水源の保全・再生のために ・河川・水路における自然浄化対策の推進 ・地下水保全対策の推進 ・県内ダム集水域における下水道の整備促進等 県民参加による水源環境保全・再生のための仕組み作り	人工林の針広混交林への転換 地域力を活かした森林整備の公募、支援
その他	・施行5年後、見直し・検討を行う	・税収の用途を明確にするため「神奈川県水源環境保全・再生基金」を創設し、他の財源と区別して管理 ・事業効果の検証等を行うため、「水源かん養に関する県民会議」を設置 ・施行5年後、見直し・検討を行う	・施行5年後、見直し・検討を行う

県名	静岡県	和歌山県
名称	もりづくり県民税	紀の国森づくり税
施行時期	平成18年4月1日 施行 (平成17年12月議会 条例可決)	平成19年4月1日 施行 (平成17年12月議会 条例可決)
目的	森林の有する県土の保全、水源のかん養その他の公益的機能を持続的に発揮させていくことの重要性にかんがみ、荒廃した森林の再生に係る施策に取り組んでいく必要があることから、当該施策に要する経費の財源を確保する。	水源のかん養、県土の保全等の公益的機能を有する森林からすべての県民が恩恵を受けているとの認識に立ち、森林を県民の財産として守り育て、次の世代に引き継いでいくことを目的として、森林環境の保全及び森林と共生する文化の創造に関する施策に要する経費の財源を確保するため。
納税義務者	(個人) 県内に住所等を有する者 (法人) 県内に事務所等を有する法人等 県民税均等割の納税義務者	(個人) 県内に住所等を有する者 (法人) 県内に事務所等を有する法人等 県民税均等割の納税義務者
税率	個人：年額400円 法人：現行の均等割額の5%相当額	個人：年額500円 法人：現行の均等割額の5%相当額
徴収規模 (平年度)	年間約840百万円	年間約260百万円
税収の用途	荒廃した森林(人工林、里山林)の再生 約1,200ha	現在検討中
その他	・施行5年後、事業の評価を行うとともに、見直し・検討を行う	・税収の用途を明確にするため「紀の国森づくり基金」を創設し、他の財源と区別して管理 ・基金の目的を達成するための事業等について調査審議するため「紀の国森づくり基金運営委員会」を設置 ・施行5年後、見直し・検討を行う